

日本経済の進路と戦略（抄）
～新たな「創造と成長」への道筋～

平成19年1月25日
閣議決定

第3章 「新成長経済」の実現に向けた戦略 ―新たな「創造と成長」への道筋―

(3) 健全で安心できる社会に向けて

(i) 持続可能で信頼できる社会保障制度の構築（社会保障の一体的改革）

（中略）

（年金）

年金については、保険料納付実績や年金額の見込みを定期的に通知する「ねんきん定期便」などにより給付と負担に関する情報提供を充実させ、親切で国民に分かりやすい制度を確立する。また、被用者年金制度の一元化やパート労働者への社会保険の適用拡大を早期に実現する。基礎年金国庫負担割合については、「平成16年改正法」に基づき、所要の安定的な財源を確保する税制の抜本的な改革を行った上で、2009年度（平成21年度）までに、2分の1に引き上げる。なお、新人口推計等の人口動向や将来的な経済動向等を踏まえ、年金財政の検証に早急に着手する。

また、年金制度の運営を再構築し、国民の信頼を回復するため、社会保険庁を廃止・解体し、その機能を6分割¹⁴する。年金の財政責任・管理責任は国が担う一方、その運営業務は新たな非公務員型の公的新法人を設けて担わせるとともに、第三者機関により業務を振り分けし、民間へのアウトソーシングを積極的に進めるほか、特に悪質な滞納者については、国税庁に委託して強制徴収を行うこととする。国や公的新法人の組織人員は必要最小限とし、一層の合理化・効率化を図る。

（中略）

(4) 21世紀にふさわしい行財政システムの構築に向けて

(i) 歳出・歳入一体改革の推進

（2011年度（平成23年度）に向けて）

「成長なくして財政再建なし」の理念の下、経済成長を維持しつつ、国民負担の最小化を第一の目標に、今後5年間で「基本方針2006」で示された歳出改革の内容を計画的に実施する。それでも対応しきれない社会保障や少子化などに伴う負担増に対しては、安定的な財源を確保し、将来世代への負担の先送りを行わないようにする。こうした取組を進め、まずは2011年度（平成23年度）には、国・地方の基礎的財政収支を確実に黒字化させる。

財政状況の厳しい国の基礎的財政収支についても、できる限り均衡を回復させることを目指し、国・地方間のバランスを確保しつつ、財政再建を進める。

地方については、国と歩調を合わせた抑制ペースを基本として歳出削減を行いつつ、歳入面では一般財源の所要総額を確保することにより、黒字基調を維持する。

(2010年代半ばに向けて)

国・地方の基礎的財政収支が黒字化する場合においても、利払いを含む財政収支は依然として大幅な赤字と見込まれるなど、財政健全化はまだ道半ばであり、世代間の公平の観点等にも留意しつつ、確実に財政健全化を進めていく必要がある。

2010年代半ばにかけては、基礎的財政収支の黒字化を達成した後も、国、地方を通じ収支改善努力を継続し、一定の黒字幅を確保する。その際、安定的な経済成長を維持しつつ、債務残高GDP比の発散を止め、安定的に引き下げることを確保する。国についても、債務残高GDP比の発散を止め、安定的に引き下げることを目指す。

(中 略)

(iv) 税制改革

2007年(平成19年)秋以降に本格的・具体的な議論を行い、2007年度(平成19年度)を目途に税体系の抜本的改革を実現させるべく、取り組む。その際、「基本方針2006」で示された歳入改革の基本的考え方や与党税制改正大綱を踏まえるとともに、歳出削減を徹底して実施した上で、それでも対応しきれない社会保障や少子化などに伴う負担増に対する安定的な財源を確保し、将来世代への負担の先送りを行わないようにする。

上記取組を円滑に進めるため、税制改革の基本的考え方について着実に検討を進める。

また、円滑、適正な納税のための環境整備が重要であり、納税者番号制度を含め、各般にわたる検討を行う。